

## 利用上の注意

- 1 本報告書の数値は、一部国立校を含めた数値です。
- 2 比率算出については、小数第2位を四捨五入したので総数に一致しない場合があります。
- 3 増減数・増減率が同数・同率の場合、表章未満の数値で比較しています。（全国値除く）
- 4 統計表に使用した記号は、次のとおりです。
  - 「0.0」・・・表章単位に満たない数字
  - 「△」・・・数値がマイナスのもの
  - 「－」・・・0又は数値の該当がないもの
  - 「…」・・・数値があり得ない場合または数値を入手していないもの

用語の説明は、次のとおりです。

- 1 単式学級・・・・・・・・・・ 同学年の児童生徒のみで編制されている学級
- 2 複式学級・・・・・・・・・・ 2以上の学年の児童生徒で編制されている学級
- 3 特別支援学級・・・・・・・・ 学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編制されている学級
- 4 本務者・兼務者・・・・・・・・ 本務・兼務の区別は原則として辞令面によります。辞令面ではっきりしない場合は、俸給を支給されている学校を本務とし、それ以外を兼務とします。（2校以上から俸給を支給されている場合は支給額の多い方、俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とします。）
- 5 小中一貫教育・・・・・・・・ 次の形態があります。
  - (1) 施設一体型・・・・・・・・ 校舎の全部が一体的に設置されているもの
  - (2) 施設隣接型・・・・・・・・ 同一の敷地又は隣接する敷地に、複数の校舎が隣接して設置されているもの
  - (3) 施設分離型・・・・・・・・ 隣接していない異なる敷地に複数の校舎が分離して設置されているもの
- 6 中高一貫教育・・・・・・・・ 次の形態があります。
  - (1) 中等教育学校・・・・・・・・ 一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行う形態
  - (2) 併設型・・・・・・・・ 高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態
  - (3) 連携型・・・・・・・・ 中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施する形態
- 7 専修学校の課程・・・・・・・・ 次の課程があります。
  - (1) 高等課程・・・・・・・・ 中学校を卒業した者を前提とし、それと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程
  - (2) 専門課程・・・・・・・・ 高等学校を卒業した者を前提とし、それに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする課程
  - (3) 一般課程・・・・・・・・ 特に入学資格を定めない課程
- 8 幼保連携型認定こども園・・ 認定こども園\*のうち、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすもの
  - \* 認定こども園とは、就園前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、幼保連携型のほか、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型があります。